

第4章 計画策定に向けた課題

1 一般廃棄物処理基本計画（第2次）の進捗状況

(1) 一般廃棄物処理基本計画（第2次）の概要

第2次計画は、平成17年度に策定されたもので、計画期間は平成18年度から27年度までの10年間となっています。

第2次計画の基本理念は「人と環境が共生する循環型都市『エコポリス板橋』を実現する」であり、2つの達成目標と6つの基本方針を掲げています。

【基本理念】

人と環境が共生する循環型都市「エコポリス板橋」を実現する

【2つの達成目標】

達成目標1：循環型経済社会の実現を目指す

達成目標2：循環型廃棄物処理システムの構築を図る

【6つの基本方針】

基本方針1：発生抑制と再利用を徹底する仕組みづくり

基本方針2：パートナーシップで実現する循環型経済社会

基本方針3：環境負荷の少ない処理の推進

基本方針4：環境マネジメントシステムによる管理

基本方針5：効率的な事業運営の推進

基本方針6：排出者による適正な費用負担

また、主要課題は以下の3点で、数値目標は表4-1のとおりです。

- 1) 事業系ごみの抑制
- 2) 廃プラスチックの取り扱い
- 3) 家庭ごみの有料化

表 4-1 第2次計画における数値目標

項目	平成27年度目標	
総排出量の削減率 (平成16年度比)	2%	区民一人あたり1日29gの減量が必要
ごみ減量率 (平成16年度比)	10%	区民一人あたり1日91gの減量が必要
リサイクル率	25%	

<計算方法>

1) 総排出量の削減率 (%)

$$(\text{平成16年度総排出量} - \text{当該年度総排出量}) \div \text{平成16年度総排出量} \times 100$$

2) ごみ減量率 (%)

$$(\text{平成16年度ごみ量} - \text{当該年度ごみ量}) \div \text{平成16年度ごみ量} \times 100$$

3) リサイクル率 (%)

$$\text{総資源化量}^* \div \text{総排出量} \times 100$$

$$\text{ごみ量} = \text{区収集ごみ量(可燃、不燃、粗大)} + \text{持込ごみ量}$$

$$\text{総排出量} = \text{ごみ量} + \text{資源量}$$

※回収した資源から残渣等を取り除いた「資源化量」と、不燃ごみ及び粗大ごみを収集した後に資源として回収した「中間処理後資源化量」の合計量

(2) 数値目標の達成状況

表 4-2 のとおり、ごみの総排出量は平成 17 年度以降は年々減少しており、22 年度段階で既に目標の 2% を上回る 10.0% の削減率となっています。

また、ごみ量(可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、持込ごみ)の削減率についても、平成 22 年度には 10.8% となり、目標に到達しました。

これは、区民や事業者等のごみ減量意識の向上とともに、景気低迷による経済活動の停滞等も影響していると考えられます。

したがって、総排出量及びごみ量については、今後新たな目標を設定する必要があります。

他方、リサイクル率は微増傾向でまだ目標には到達していません。平成 27 年度までを見据えた場合、16 年度から 22 年度の間の上昇が 0.6 ポイントに止まっており、このままでは目標達成が困難と考えられます。

表 4-2 第 2 次計画における数値目標の達成状況

年 度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成27年度 目標
総排出量 (総排出量削減率 16年度比)	197,672	198,909 (-0.6%)	197,321 (0.2%)	191,846 (2.9%)	186,355 (5.7%)	182,036 (7.9%)	177,974 (10.0%)	2%
ごみ量 (ごみ減量率 16年度比)	163,475	164,618 (-0.7%)	162,069 (0.9%)	156,123 (4.5%)	153,257 (6.3%)	148,618 (9.1%)	145,825 (10.8%)	10%
リサイクル率	17.9%	17.7%	18.5%	19.1%	17.9%	18.8%	18.5%	25%

単位:トン

(3) 主要課題の進捗状況

1) 事業系ごみの抑制

事業系の持込ごみ量は、平成 17 年度以降は順調に減少しています(図 4-1)。これは近年の景気停滞や区内事業所数の減少もありますが、平成 20 年度に手数料改定を行う等、主要課題に対する取組の成果が表れていると評価できます。

ただし、平成 22 年度に実施した事業者へのアンケート調査や、ごみ排出実態調査における組成分析調査等では、より一層の減量・資源化の余地が残されていると考えられ、引き続き効果的な減量・資源化施策を検討していくことが望ましいと考えられます。

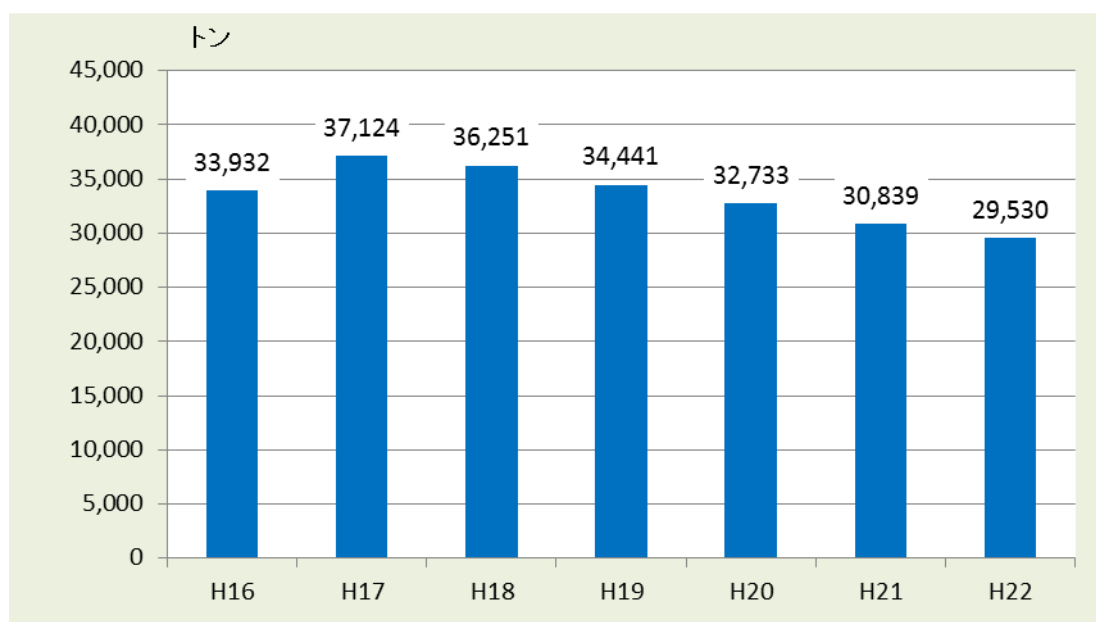


図 4-1 事業系持込ごみ量の推移

2) 廃プラスチックの取り扱い

廃プラスチックの削減に向け、平成 19 年度からペットボトルの集積所収集や食品用トレイ・ボトル容器の拠点回収を開始し、20 年度からはその他の資源化しないプラスチックのサーマルリサイクルを本格実施しました。

しかし、リサイクル率は 22 年度現在 18.5%で、数値目標 25%に到達していません。第 2 次計画の数値目標のうちリサイクル率は、プラスチック製容器包装全体の分別収集開始を見込んだ数値であり、これが数値目標の達成を困難にしている要因の一つになっていると考えられます。

一方、リサイクル率の数値目標は、分別区分をトレイ・ボトル類等に限定し、より一層分別を徹底することで目標を達成できる可能性もあります。

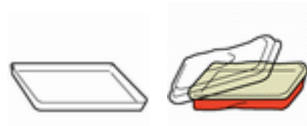
プラスチック製容器包装全体を分別収集する場合、新たな経費負担を伴うとともに、処理施設(選別・保管施設)の確保等に大きな課題が残ります。

＜プラスチック製容器包装の例＞

- ・フィルム類（食品の袋、レジ袋、ラップ類等）
- ・トレイ類（白色・着色の発泡トレイ、弁当容器等）
- ・ボトル類（洗剤や調味料等のボトル ※ペットボトルを除く）
- ・カップ・パック類（カップラーメンの容器、卵パック等）
- ・その他のプラスチック製容器包装（軟質のチューブ、ネット等）



フィルム類



トレイ類



ボトル類



カップ・パック類



このマークが目印になります。

出典：経済産業省資料を基に作成

3) 家庭ごみの有料化

家庭ごみの有料化については、平成 22 年度に実施した区民へのアンケート調査等で、意見把握等を進めています。

しかし、有料化する前にリサイクル可能なものは全てリサイクルする等、まだ検討すべき課題が多く残されていると考えられます。

(4) 各計画項目の取組状況

第2次計画におけるごみ処理基本計画は、図 4-2 のとおり7つの計画で構成されています。以下に、7つの計画項目ごとに取組状況を概観します。

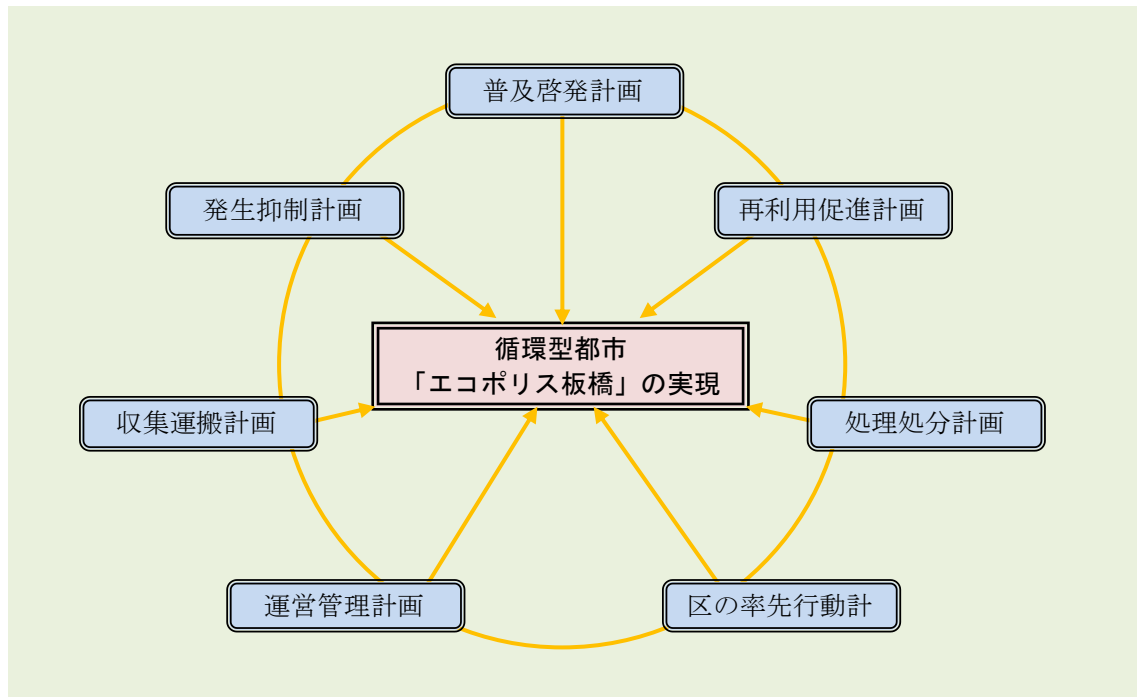


図 4-2 第2次計画の7つの計画体系

1) 普及啓発計画

普及啓発計画に関する各施策は、清掃担当部署を始め関係部署と連携して、概ね実施されています。

しかし、区民へのアンケート調査では、こうした活動（施策）の認知度が必ずしも高くない傾向が伺えます。引き続き効果的な普及啓発方法を検討し、区民・事業者と連携の下、認知度を高め行動に結びつけていく必要があります。

2) 発生抑制計画

発生抑制計画に関する各施策は多岐にわたりますが、発生抑制に関する普及啓発やマイバッグ・簡易包装の推進については、区として必要な取組は実施しており、区民へのアンケート調査でも区民のマイバッグ持参に対する意識が高くなっています。

また、家庭ごみ有料化の実施に向けた具体的な検討については、区民の意見把握等を進めていますが、まだ検討すべき課題が多く残されていると考えられます。

さらに、環境配慮型製品の生産、流通等を促進するため、いたばしエコ・ショップ制度をどのように拡充・強化していくかについても検討が必要です。

3) 再利用促進計画

再利用促進計画に関する各施策は、清掃担当部署が主体となってほぼ実施されています。

しかし、生ごみの減量については、生ごみ処理機への購入支援や普及啓発を実施していますが、ごみ排出実態調査によると可燃ごみ中に占める割合は 39.1%と高くなっています。区民へのアンケート調査でも、家庭内での処理は 1.3%程度と低い水準であるため、より効果的な生ごみ減量化施策について検討する必要があります。

また、可燃ごみ中にはリサイクル可能な紙類が多く含まれ、食品用トレイ・ボトル容器の拠点回収も認知度が高いとは言えないため、さらなる分別・リサイクル推進施策について検討が必要です。

4) 収集運搬計画

収集運搬計画に関する各施策については、戸別収集関連の施策及び事業系ごみについて区収集上限量の引き下げを検討すること以外は、ほぼ実施されています。

戸別収集の実施や事業系ごみ区収集上限量の引き下げについては、排出者責任の徹底を促す観点から、ごみ有料化の検討に関連して引き続き検討が必要です。

5) 処理処分計画

処理処分計画に関する各施策については、全て実施されています。

平成 19 年度にペットボトルや、食品用トレイ・ボトル容器の資源回収を開始しました。平成 20 年度にはサーマルリサイクルを本格実施し、資源化しない廃プラスチックを埋立て処分から熱回収に変更することで、最終処分量を削減しました。

しかし、プラスチック製容器包装全体の分別収集の導入には至っていないため、廃プラスチックの取り扱いについては引き続き検討が必要です。

6) 運営管理計画

運営管理計画に関する各施策については、ほぼ実施されています。

不法投棄対策として、他自治体と協力して普及啓発・監視する段階には至っていませんが、他部署と連携して区内パトロールを実施しています。

7) 区の率先行動計画

区の率先行動計画に関する各施策については、ほぼ実施されています。

庁舎内から発生する生ごみのリサイクル推進については未実施なので、今後対策を検討していく必要があります。

また、修理した放置自転車をモンゴル国に送付する事業は、モンゴル国の経済状況が安定したため、平成 21 年度から休止しています。今後、放置自転車については、修理して区民へ販売することを継続していきます。

区としての率先実行は、区民・事業者・行政が一体となって取り組む上で不可欠であり、引き続き継続していく必要があります。

2 計画策定に向けた課題

第2次計画で掲げた3つの主要課題のうち、「廃プラスチックの取り扱い」及び「家庭ごみの有料化」については、課題が多く残されていることから引き続き検討が必要です。「事業系ごみの抑制」については、事業系の持込ごみ量が減少傾向にあり一定の成果が表れていますが、「新たなごみ減量施策の検討・推進」の一環としてさらなる対策を追求していくべきです。

また、第2次計画に基づき様々な施策（事業）が実施されていますが、まだ生ごみや雑がみの減量・資源化等の課題が多くあるため、「新たなごみ減量施策の検討・推進」の一環として対策を講じていくべきです。

以上のことから、課題を施策の優先度等から整理して、次の3点としました。

(1) 廃プラスチックの取り扱い

廃プラスチックの取り扱いについては、ごみ減量率及びリサイクル率を高める観点から、より一層資源化の推進に向けた取組が必要です。

ただし、プラスチック製容器包装全体を分別収集するには、選別・保管施設の確保や経費の面で課題が多いため、区民に分かりやすい品目に限定する等の工夫が必要です。

また、リサイクル率の向上には、雑がみを始めとする資源化可能物の分別徹底等も、あわせて進めていくことが重要です。

(2) 新たなごみ減量施策の検討・推進

ごみ減量・資源化をより一層推進していくためには、まず資源にできるものはごみに出さないように、分別を徹底していくことが必要です。事業系ごみについても年々排出量は減少しているものの、まだ資源化できる余地があると考えられます。

また、ごみを出さない生活・事業活動を追求していくための取組も必要です。これらの取組は、区民・事業者・行政の連携が必要不可欠であり、普及啓発や運営管理等の観点からも引き続き改善点を考察していく必要があります。

なお、可燃ごみでは生ごみや紙類の量が多いので、これらに焦点を当てた施策も効果的と考えられます。

以上の点から、新たなごみ減量施策の検討・推進のために課題を整理すると、下記のとおりになります。

- 1) 生ごみの減量・資源化
- 2) 雑がみ等資源化可能物の分別徹底
- 3) レジ袋対策等販売店・消費者と連携した取組
- 4) 地域単位・居住単位の取組
- 5) 事業系ごみ対策
- 6) その他（リサイクルプラザを拠点とした取組）

(3) 家庭ごみ有料化に向けた取組

家庭ごみ有料化については、区民へのアンケートにより意識調査を継続的に実施していますが、否定的な意見が多い結果となっています。有料化を実施する前に、まず他のごみ減量・資源化施策を推進していくことが求められていると言えます。

一方、計画の数値目標の達成が困難な場合等には、有料化がさらなるごみ減量化の手段として、効果的であるかを判断する必要があります。

したがって、ごみ減量効果や近隣区の状況把握等、調査・検討は継続する必要があります。

なお、有料化を実施した場合には、近隣区への越境ごみの増加が懸念されることから、現実的には近隣区との連携・協調が不可欠になります。

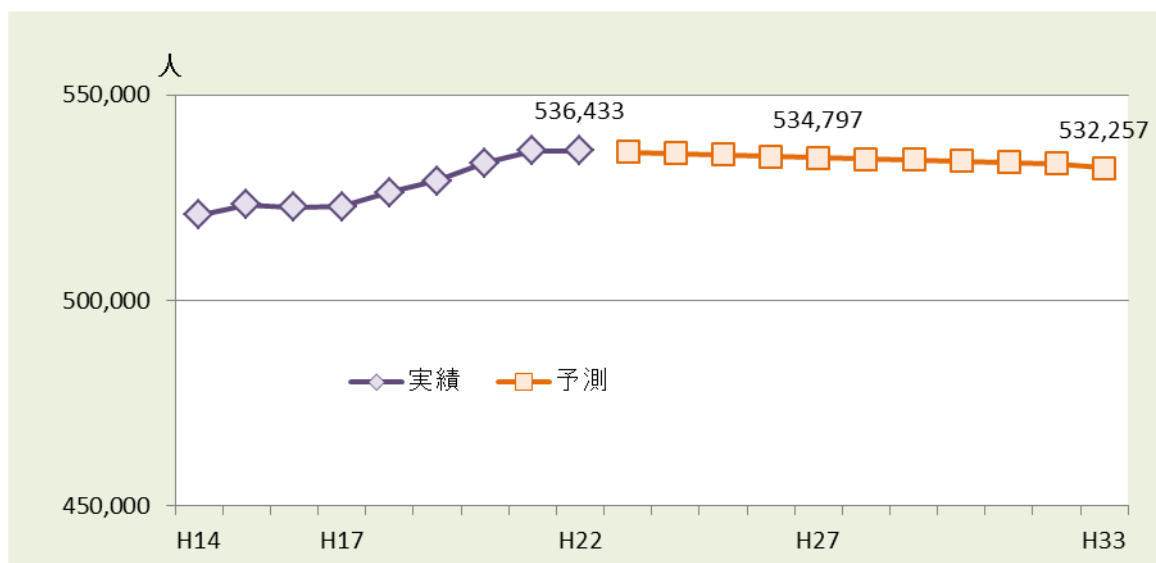
第5章 ごみ処理基本計画

1 計画の基本理念及び数値目標等

(1) 数値目標

1) 将来人口予測

将来人口は、平成23年1月に策定された「いたばしNo.1 実現プラン2015」のフレームを用い、図5-1のとおり平成27年度534,797人、33年度532,257人とします。



年度	総人口	
	実績	予測
H14	520,889	
H15	523,349	
H16	522,739	
H17	522,970	
H18	526,275	
H19	529,173	
H20	533,576	
H21	536,404	
H22	536,433	
H23		536,106
H24		535,779
H25		535,451
H26		535,124
H27		534,797
H28		534,504
H29		534,211
H30		533,919
H31		533,626
H32		533,333
H33		532,257

図 5-1 将来人口予測

※「いたばしNo.1 実現プラン2015」に示された各年10月1日人口(平成27年度534,797人、32年度533,333人、37年度527,951人)をもとに、各年度10月1日人口に直線補完した。

2) 総排出量予測

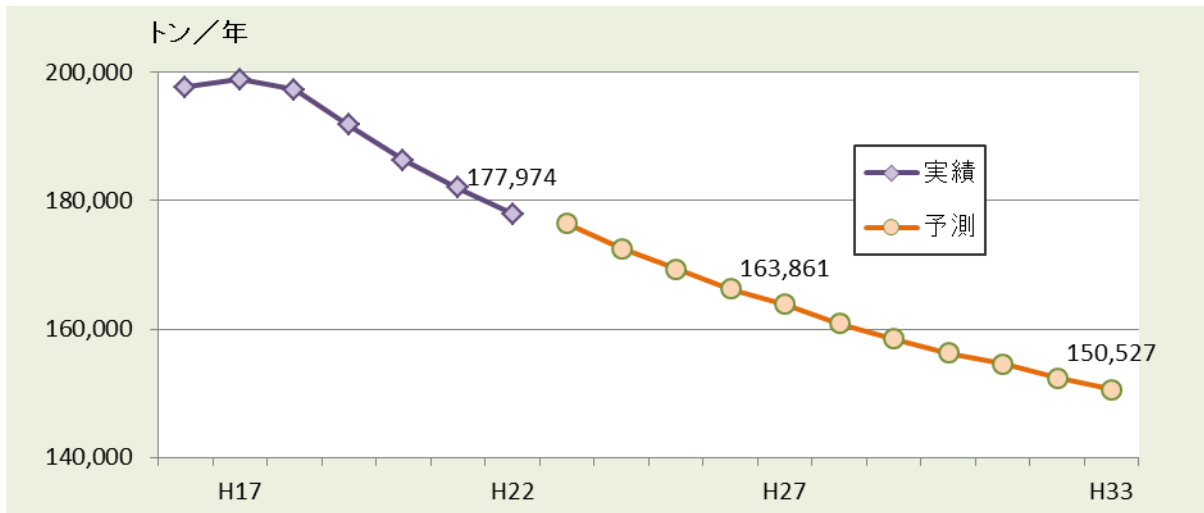
① 第2次計画の取組を継続した場合

総排出量の実績は、平成17年度以降、減少傾向にあります。今後も第2次計画の取組を継続して、今回重点施策に掲げる生ごみや紙類の減量・資源化や、事業系ごみ対策等の排出抑制に向けた取組を推進し、ごみ減量傾向を維持するものとします。

なお、今後は高齢化や単身世帯の増加、生活様式の変化等によりごみの排出傾向や組成が変化することが懸念されますが、上記施策や普及啓発に力を入れてごみ減量を推進していくこととします。

また、定期的にごみの組成調査や関連データの収集を行い、数値目標の点検・評価をしていきます。

推計結果は図5-2に示すように、総排出量は中間目標年次の平成27年度で163,861トン、最終目標年次の33年度で150,527トンとなります。



年度	1人1日あたりごみ・資源排出量(g/人日)		総排出量(トン)							
			ごみ量				資源量		計	
			可燃・不燃・粗大ごみ量		持込ごみ量		実績	予測※2	実績	予測※4
実績	予測※1	実績	予測※2	実績	予測※3					
H14	877		131,577		46,830		35,068		213,475	
H15	870		132,899		48,103		33,700		214,702	
H16	858		129,543		33,932		34,197		197,672	
H17	848		127,494		37,124		34,291		198,909	
H18	839		125,818		36,251		35,252		197,321	
H19	813		121,682		34,441		35,723		191,846	
H20	789		120,524		32,733		33,098		186,355	
H21	772		117,779		30,839		33,418		182,036	
H22	758		116,295		29,530		32,149		177,974	
H23		756		116,259		28,054		32,139		176,452
H24		746		114,231		26,757		31,578		172,566
H25		735		112,610		25,578		31,130		169,318
H26		726		111,072		24,514		30,705		166,291
H27		717		109,910		23,567		30,384		163,861
H28		708		108,223		22,737		29,918		160,878
H29		700		106,900		22,024		29,552		158,476
H30		692		105,635		21,426		29,202		156,263
H31		684		104,710		20,946		28,946		154,602
H32		677		103,262		20,582		28,546		152,390
H33		670		101,997		20,334		28,196		150,527

図 5-2 総排出量の将来予測

- ※1 平成14年度～22年度の実績より累乗近似式で算定
- ※2 1人1日あたりごみ・資源排出量に将来人口(P.35参照)と年間日数を乗じて年間ごみ・資源排出量を算出した後、平成22年度実績における各項目の割合を乗じて算定
(将来人口推計によると、板橋区の人口は平成23年度から減少に転じ、その後も減少傾向が継続)
- ※3 平成18年度～22年度の実績より多項式近似式で算定
- ※4 ごみ量(可燃・不燃・粗大ごみ量+持込ごみ量)と資源量の合計

② 第三次計画でリサイクルの取組を強化した場合

数値目標の設定にあたり、重点施策（P. 46 参照）の中でも特に効果の大きい廃プラスチック及び紙類の資源化について、以下のシナリオを設定しました。

なお、発生量に対する資源化割合（数値）は、他都市事例を参考にしています。

●シナリオ a：中間目標年次（平成 27 年度）までの取組

- トレイ・ボトル類の集積所収集を開始し、発生量の 70%を資源とする。
- 雑がみ等リサイクル可能な紙類の分別を徹底し、発生量の 80%を資源とする。

平成 27 年度の総排出量は、前項で算定した 163,861 トンを用います。ごみの組成比率は変化しないものとして、平成 22 年度ごみ排出実態調査の組成分析の結果を用いて、上記シナリオに基づくごみ処理フローを算定しました。

その結果、図 5-3 の①第 2 次計画の取組を継続した場合から、図 5-4 の②第三次計画でリサイクルの取組を強化した場合のとおり変化します。

以上の結果をまとめると、表 5-1 のとおりになります。

また、この場合には経費が約 1.4 億円増加となり、CO₂（二酸化炭素）排出量は約 2,500 トン減少すると見込まれます。

表 5-1 リサイクルの取組を強化した場合の目標数値変化（平成 27 年度）

目標	取組強化なし	取組強化あり	増減
総排出量	163,861t	163,861t	変化なし
ごみ減量率 (平成 16 年度比)	18.3%	23.9%	5.6 ポイント増加
リサイクル率	19.5%	25.1%	5.6 ポイント増加

●シナリオb：最終目標年次（平成33年度）までの取組

- トレイ・ボトル類の集積所収集をさらに進め、発生量の80%を資源とする。
- 雑がみ等リサイクル可能な紙類の分別をさらに進め、発生量の90%を資源とする。

平成33年度の総排出量は、前項で算定した150,527トンを用います。ごみの組成比率は変化しないものとして、平成22年度ごみ排出実態調査の組成分析の結果を用いて、上記シナリオに基づくごみ処理フローを算定しました。

その結果、図5-5の①第2次計画の取組を継続した場合から、図5-6の②第三次計画でリサイクルの取組を強化した場合のとおり変化します。

以上の結果をまとめると、表5-2のとおりになります。

また、この場合には経費が約1.5億円増加となり、CO₂排出量は約2,700トン減少すると見込まれます。

表 5-2 リサイクルの取組を強化した場合の目標数値変化（平成33年度）

目標	取組強化なし	取組強化あり	増減
総排出量	150,527t	150,527t	変化なし
ごみ減量率 (平成16年度比)	25.2%	32.6%	7.4ポイント増加
リサイクル率	19.7%	27.7%	8.0ポイント増加

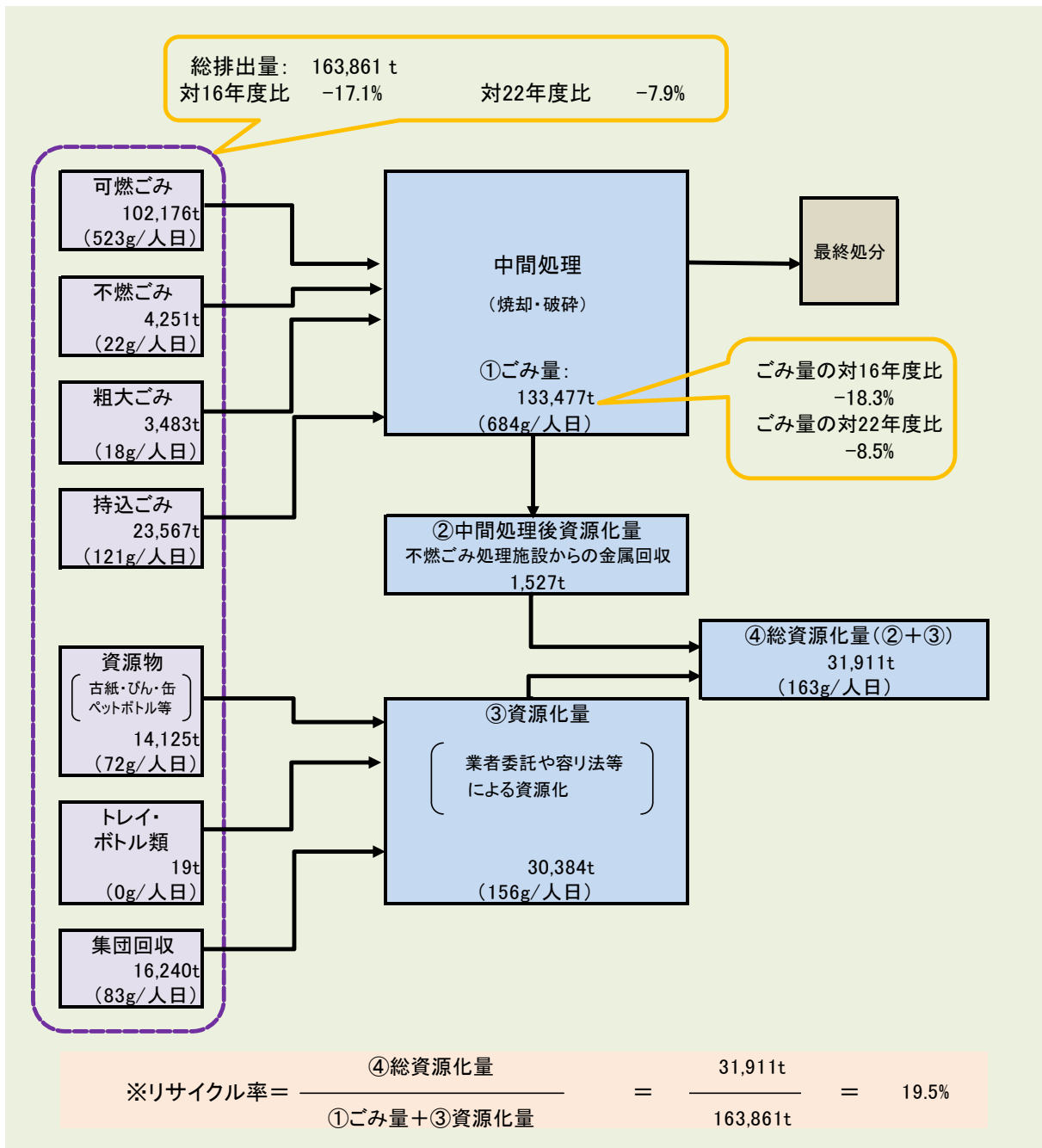


図 5-3 ①第2次計画の取組を継続した場合 (平成27年度)

※ごみ・資源の各数値は、持込ごみを除き平成27年度の推計値163,861t (P.37参照)に、平成22年度実績における各ごみ・資源の割合を乗じて算定している。

※持込ごみについては、平成27年度の推計値23,567t (P.37参照)を使用している。

※②中間処理後資源化量については、平成22年度実績1,616tに、平成22年度の不燃ごみ・粗大ごみ量に対する27年度の不燃ごみ・粗大ごみ量の割合を乗じて算定している。

※③資源化量については、資源の合計量としている。

※各ごみ・資源等の1人1日あたりの排出量については、それぞれの数値を平成27年度の推計人口534,797人 (P.35参照)、及び年間日数365日で除して算定している。

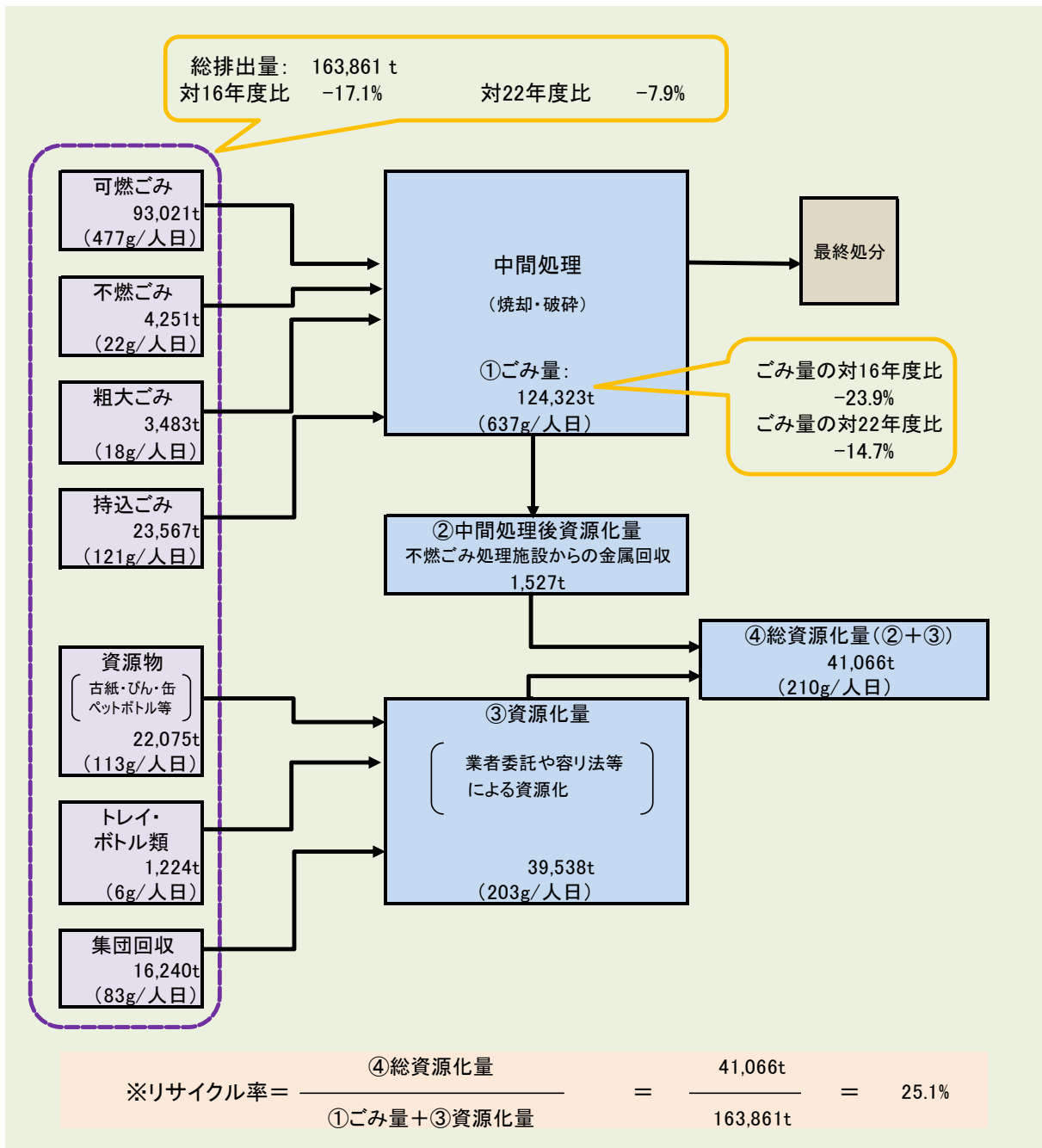


図 5-4 ②第三次計画でリサイクルの取組を強化した場合 (平成 27 年度) 【シナリオ a】

※ごみ・資源の各数値は、図 5-3 の数値を基本にしている。

※可燃ごみについては図 5-3 の数値から、資源化されるリサイクル可能な紙類 (資源物) 7,950 t、及びトレイ・ボトル類 1,205 t を差し引いている。

※資源物については図 5-3 の数値に、可燃ごみから資源化されるリサイクル可能な紙類 (資源物) 7,950 t を加算している。

※トレイ・ボトル類については図 5-3 の数値に、可燃ごみから資源化されるトレイ・ボトル類 1,205 t を加算している。

※③資源化量については、資源の合計量としている。

※各ごみ・資源等の 1 人 1 日あたりの排出量については、それぞれの数値を平成 27 年度の推計人口 534,797 人 (P. 35 参照)、及び年間日数 365 日で除して算定している。

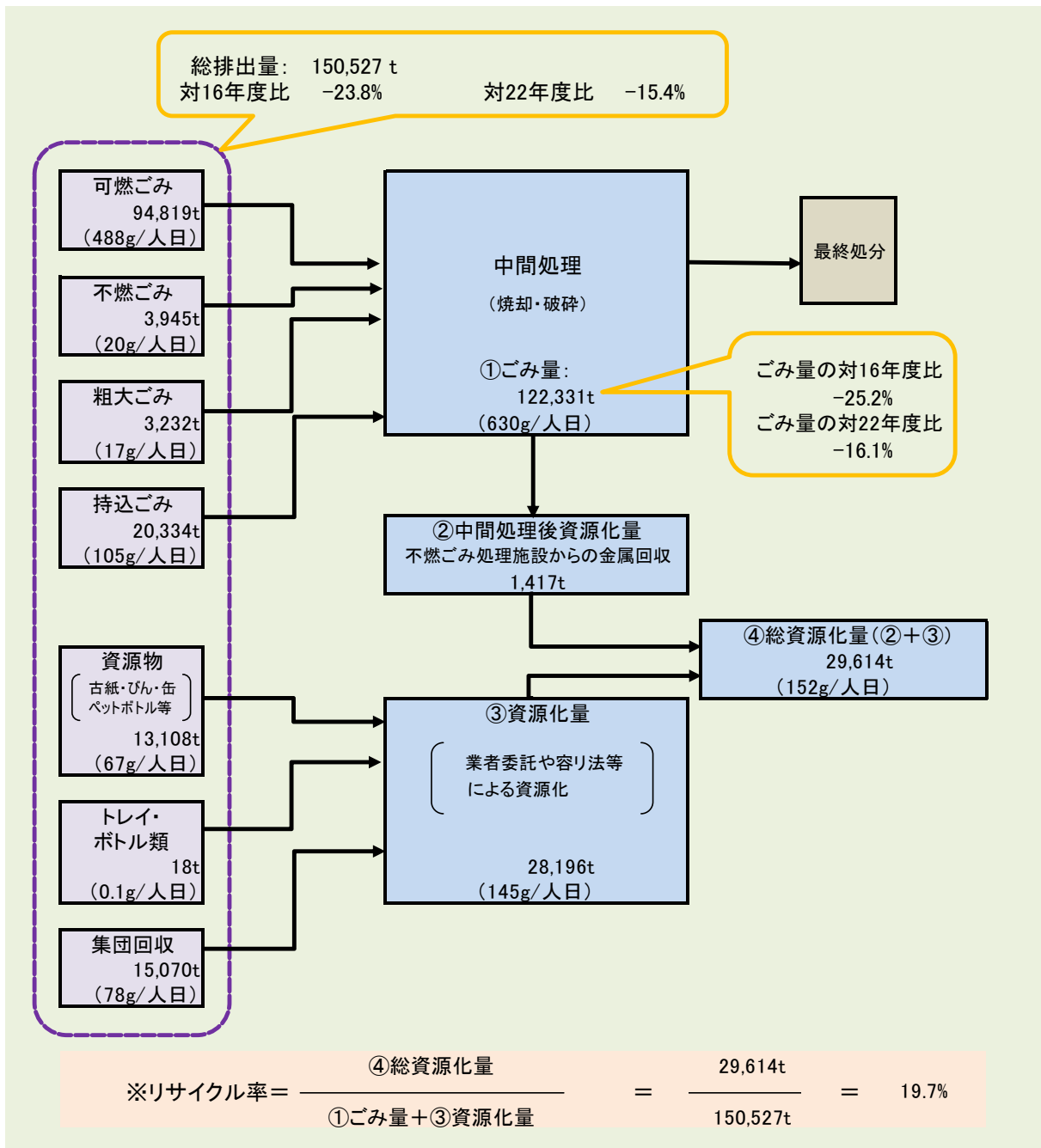


図 5-5 ①第2次計画の取組を継続した場合 (平成33年度)

※ごみ・資源の各数値は、持込ごみを除き平成33年度の推計値 150,527 t (P. 37 参照) に、平成22年度実績における各ごみ・資源の割合を乗じて算定している。

※持込ごみについては、平成33年度の推計値 20,334 t (P. 37 参照) を使用している。

※②中間処理後資源化量については、平成22年度実績 1,616 t に、平成22年度の不燃ごみ・粗大ごみ量に対する33年度の不燃ごみ・粗大ごみ量の割合を乗じて算定している。

※③資源化量については、資源の合計量としている。

※各ごみ・資源等の1人1日あたりの排出量については、それぞれの数値を平成33年度の推計人口 532,257 人 (P. 35 参照)、及び年間日数 365 日で除して算定している。

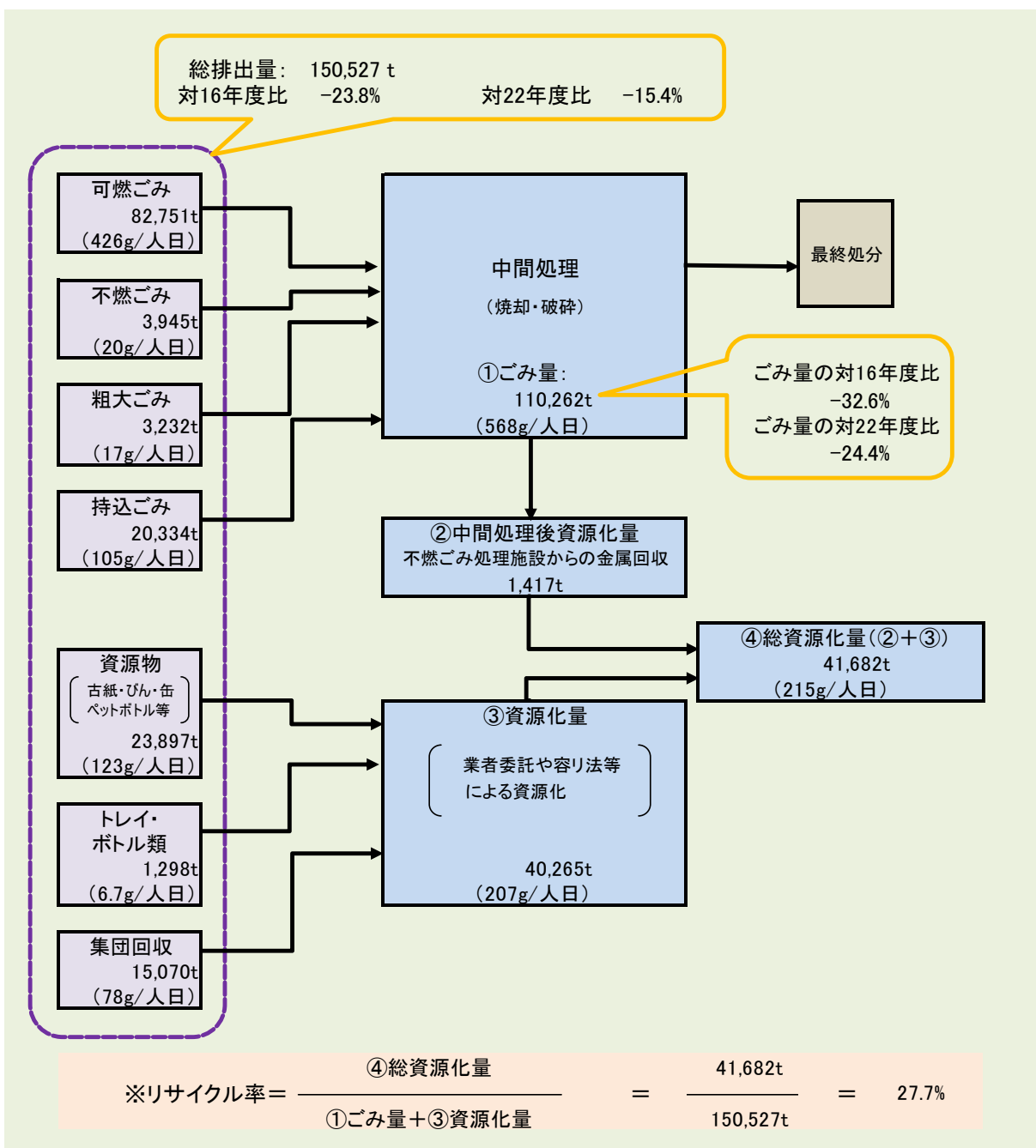


図 5-6 ②第三次計画でリサイクルの取組を強化した場合 (平成 33 年度) 【シナリオ b】

※ごみ・資源の各数値は、図 5-5 の数値を基本にしている。
 ※可燃ごみについては図 5-5 の数値から、資源化されるリサイクル可能な紙類 (資源物) 10,789 t、及びトレイ・ボトル類 1,280 t を差し引いている。
 ※資源物については図 5-5 の数値に、可燃ごみから資源化されるリサイクル可能な紙類 (資源物) 10,789 t を加算している。
 ※トレイ・ボトル類については図 5-5 の数値に、可燃ごみから資源化されるトレイ・ボトル類 1,280 t を加算している。
 ※③資源化量については、資源の合計量としている。
 ※各ごみ・資源等の 1 人 1 日あたりの排出量については、それぞれの数値を平成 33 年度の推計人口 532,257 人 (P. 35 参照)、及び年間日数 365 日で除して算定している。

3) まとめ

ごみ減量・資源化の数値目標は、表 5-3 のとおりです。

表 5-3 ごみ減量・資源化の数値目標

項目	平成 27 年度	平成 33 年度
総排出量の削減率	16 年度比 17.1% 区民 1 人 1 日あたり 199g/人日	16 年度比 23.8% 区民 1 人 1 日あたり 261g/人日
ごみ減量率	16 年度比 23.9% 区民 1 人 1 日あたり 222g/人日	16 年度比 32.6% 区民 1 人 1 日あたり 289g/人日
リサイクル率	25%	28%
	シナリオ a	シナリオ b

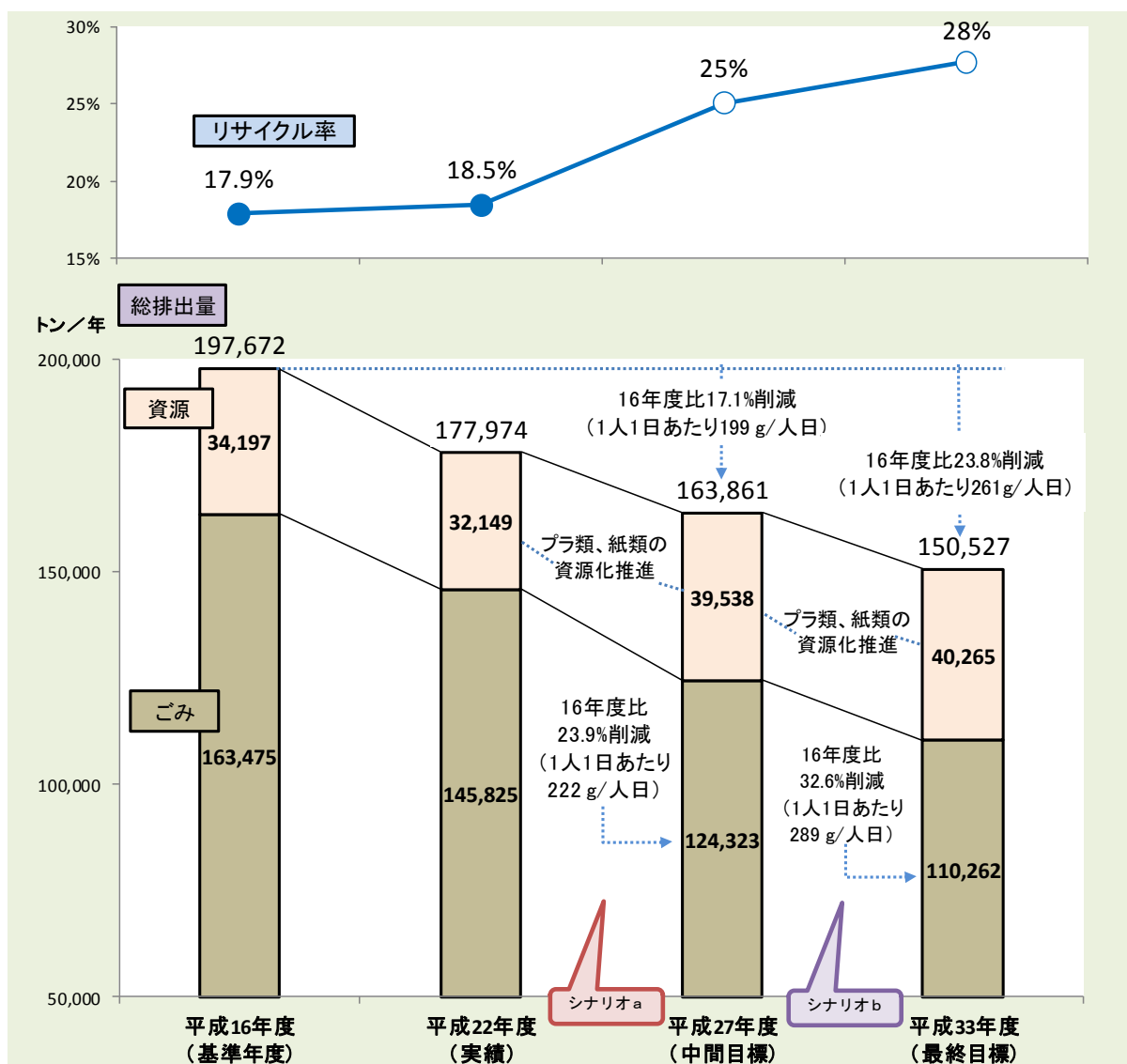


図 5-7 ごみ減量・資源化の数値目標グラフ

(2) 基本理念

本区は、環境と共生するまちづくりを目指し、平成5年4月に『エコポリス板橋』環境都市宣言』を行いました。以来、エコポリスセンターの開設、エコポリス板橋環境行動会議の設立等、区民・事業者・区のパートナーシップに基づく取組を行ってきました。

このような背景から、本区の一般廃棄物処理基本計画では一貫して、「人と環境が共生する循環型都市『エコポリス板橋』を実現する」ことを基本理念としています。本計画においても、引き続きこの基本理念を掲げます。

人と環境が共生する循環型都市「エコポリス板橋」を実現する

(3) 達成目標と基本方針

循環型社会形成推進基本法に掲げられているとおり、循環型都市を形成していくには、板橋かたつむり運動（※）を通じて、3つのR（リデュース・リユース・リサイクル）をバランスよく展開していく必要があります。

また、3Rの推進は、生産から流通、消費、処理処分に至る各主体がそれぞれの役割を果たすと共に、互いに連携・協働していくことも求められます。区は、区民や事業者の最も身近な行政主体として自らの施策を推進するのみならず、区民・事業者の取組のコーディネートや施策全体の円滑な進行管理をしていくことが求められます。

そこで、第2次計画に引き続き、以下の達成目標と基本方針を踏襲していきます。

【2つの達成目標】

達成目標1：循環型経済社会の実現を目指す

生産、流通から消費、処理・リサイクルに至る流れ全体の中で、板橋かたつむり運動（3R）を推進する社会を目指します。

達成目標2：循環型廃棄物処理システムの構築を図る

排出されたごみについては、可能な限り再生利用し、再生利用に適さないものについては、可能な限り焼却しエネルギー回収するシステムの構築を目指します。

※板橋かたつむり運動

板橋区では3Rを実践してごみの減量を進めるため、「板橋かたつむり運動」として「かたつむりのおやくそく」をPRしています。「かたつむり」は、かたづけじょうず・たいせつにつかう・つかいきる・むだにしない・りさいくるを意味します。



板橋かたつむり運動のごみ減量キャラクター「かたつむりん」

【6つの基本方針】

基本方針1：発生抑制と再利用を徹底する仕組みづくり

リサイクル（再生利用）に先立ち、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）を徹底していきます。

基本方針2：パートナーシップで実現する循環型経済社会

施策の展開にあたり区民・事業者との連携・協働を進めると共に、区民・事業者の自主的な取組を積極的に支援していきます。

基本方針3：環境負荷の少ない処理の推進

板橋かたつむり運動（3R）を推進するとともに、収集・処理体制の適正化・効率化等により、温室効果ガスや有害物質といった環境負荷をなるべく少なくするシステムづくりを進めます。

基本方針4：環境マネジメントシステムによる管理

各施策では可能な限り管理可能な目標を掲げ、PDCA サイクル(Plan-Do-Check-Action)による推進を図ります。

基本方針5：効率的な事業運営の推進

全庁的な運営体制のもと、事業の点検・評価を通じ効率化を図っていきます。

基本方針6：排出者による適正な費用負担

排出者としての責任に基づき、事業系ごみ・家庭ごみそれぞれについて、適正な費用負担を求めていくことを追求します。

(4) 重点施策

前章で掲げた3つの課題、「廃プラスチックの取り扱い」、「新たなごみ減量施策の検討・推進」、「家庭ごみ有料化に向けた取組」に対して、本計画では以下の施策を重点施策として位置づけて、計画前期（平成27年度まで）の早期展開を図ることとします。重点施策のうち未実施のものについては今後、予算化・事業化を進めていくこととなります。

なお、近年は国において、レアメタル・レアアース（※）の回収を目的に、小型家電のリサイクルを推進する動きがあります。区でも法整備や他自治体の事例等の情報収集に努めて、将来的には新たなごみ減量施策の一環として対策を講じていく必要があります。

また、全ての取組に共通して、区民や事業者等に対してあらゆる場面で、必要な情報を提供する普及啓発体制の充実を図っていきます。

※レアメタル・レアアースは、家電製品やIT機器等に多く使用されています。携帯電話・デジタルカメラ・小型ゲーム機・電卓等の身近な小型家電のほか、ハイブリット車用のモーター等にも使用されています。具体例として、携帯電話には金・銀・リチウム・ニッケル等が含まれています。

1) プラスチック類の資源化の推進

プラスチック類を資源化する仕組みとしては、容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装の分別収集を推進していくことが現実的です。容器包装リサイクル法の対象となるプラスチック類は、フィルム類、パック・カップ類、チューブ類、ボトル類等多岐にわたりますが、これらを全て分別収集の対象とした場合、区民にとって分別の方法等の分かりやすさや経費、選別・保管施設及び収集体制の確保等が大きな課題となります。

そこで、分別品目をトレイ・ボトル類に絞ることにより、品質の高いプラスチック容器のみをリサイクルの対象として、リサイクルしにくいフィルム類等は発電効率の高い清掃工場ですーマルリサイクル（熱回収）していくこととします。

この場合、プラスチック製容器包装全体を分別収集の対象にする場合と比べて、区民にとって分別の仕方等が分かりやすく、経費が5分の1程度で済む見込みであることに加え、回収量が少ないため選別・保管施設、及び収集体制の確保が容易になるという利点があります。

なお、最終的にはさらなるごみ減量、リサイクル率向上及び地球温暖化対策に資するCO₂削減に向けて、プラスチック製容器包装全体を分別収集することを目指していきます。

【重点施策1：トレイ・ボトル類を集積所収集の分別対象品目に追加】

まずは区民にとって分別の方法等が比較的に分かりやすい、プラスチック製容器包装（例：トレイ・ボトル等）について現行の拠点回収を維持しつつ、集積所収集における新たな分別対象品目に追加します。

2) 新たなごみ減量施策の推進

① 生ごみ減量・資源化施策

生ごみについては、その約8割が水分であることから、区民一人ひとりの取組により、区全体のごみ減量に大きく寄与する可能性があります。そこで、多種多様な普及啓発方策により、家庭内での生ごみの水切り行動を推進していきます。

また、コンポスト容器や生ごみ処理機の購入補助件数は頭打ち傾向にありますが、その要因は戸建住宅が少ないという地域特性に加え、区民が取組を継続していく上での情報や支援が不足していることが考えられます。

さらに、生ごみを堆肥化した後の利用について区として十分な対応が図られていません。

したがって、コンポスト容器や生ごみ処理機の購入助成制度に加えて、情報提供や活動支援、行政の公園管理部門や児童・教育施設管理部門との連携を図っていく等、ソフト面の対策を推進していくこととします。

なお、地域・コミュニティ等と連携して生ごみの小さな循環を作っていく取組として、区では公共施設にコンポスト容器を設置してリサイクル推進員を主体とした団体が利用する「地域コンポスト事業」を実施しています。このような取組をさらに推進していくため、短期的・中長期的にどのような取組の可能性があるか、検討していくこととします。その

際には生ごみをリサイクルした成果物が、有効利用されることについても留意します。

【重点施策 2：生ごみの減量・資源化施策の推進】

以下の施策展開により、生ごみの減量・資源化を進めていきます。

- 家庭内での水切り励行等の促進
- コンポスト容器等による家庭内処理の促進
- 地域・学校等と連携した「小さな循環づくり」の可能性の追求

② 紙類資源化施策

本区では資源回収時に古紙類については、種類別にたたんでひもでしばって排出する方法を採っています。

しかし、現在の方法では雑がみの定義が不明確で、紙箱やコピー用紙・ハガキといった雑がみのうち、小さいものはしぼりにくいといった問題があります。そのため、雑がみについて例を示した上で、紙袋にまとめて排出する等の方法を模索して周知することにより、雑がみの資源化を推進します。

なお、雑がみは個人情報も含まれていることから、排出者自身の個人情報の管理についても啓発を行っていきます。

また、古紙類全体について可燃ごみに出さず、資源への分別排出を徹底していくため、板橋かたつむり運動（3R）の積極的な展開や出前講座の充実等、様々な手法を組み合わせることで効果的な普及啓発を行っていくこととします。

さらに、集団回収は本区における古紙リサイクルの主力と言えるので、コミュニティ活動の活性化や民間活力の活用の観点から、区民が参加しやすい環境整備や地域の担い手を育成する等、引き続き集団回収の維持・発展に取り組んでいくこととします。

【重点施策 3：紙類の資源化施策の推進】

以下の施策展開により、紙類の資源化を進めていきます。

- 区民に分かりやすく取り組みやすい雑がみの分別排出方法の導入・周知
- 板橋かたつむり運動（3R）の積極的な展開や出前講座の充実等効果的な普及啓発
- 集団回収の維持・発展への取組

③ 販売店と連携した取組

平成 18 年度の容器包装リサイクル法の改正をきっかけに、地方都市を中心にレジ袋有料化を地域協定の形で実施する取組が広がっています。

また、店舗における過剰包装の抑制、環境配慮製品の取り扱い等をより一層推進するため、協定を締結した他都市事例もあります。本区においても、区民・事業者・行政が関わる形で地域協定（約束）を結ぶ等、三者が連携しつつ販売店の取組を強化していく方策について検討していくことが求められます。具体的には、販売店における板橋かたつむり運動（3R）の強化を目指し、区民・事業者・行政の連携を密にしていくこととします。

さらに、区民への普及啓発強化の観点から、区内販売店と協力して多種多様な広報媒体

の活用や、イベント月間等の形で積極的な普及啓発を展開していきます。

その他、販売店における店頭回収活用について普及啓発していきます。これに関連して、将来的には生産者も含めたあらゆる事業者が、資源の自己回収に取り組むことを追求していきます。

同様に、区内商店街でも消費者に対してマイバッグの持参や資源・不要な容器類の回収等、板橋かたつむり運動（3R）の観点から各種取組を展開していきます。

【重点施策4：販売店と連携した取組の推進】
 以下の施策展開により、販売店と連携した取組を進めていきます。

- 「いたばしエコ・ショップ制度」の強化
- イベント等の展開
- 店頭回収活用の普及啓発
- 商店街における取組の推進

④ 地域単位・居住単位の取組

板橋かたつむり運動（3R）のようなライフスタイルを変える取組、例えば「環境にやさしい買い物をしたい」、「生ごみを出さない生活をしたい」といった活動を少しずつでも広げていくためには、地域単位・グループ単位での草の根活動の活性化が重要です。

そこで、出前講座やリサイクルプラザ等の活動に参加した区民に対して、積極的に情報提供を行い定期的に環境学習への参加の機会を提供する等、フォローアップに取り組んでいきます。

また、単身者向け集合住宅等で、ごみの分別徹底や資源リサイクル活動が滞る例が見られるため、ふれあい指導の徹底や建物所有者・管理組合・自治会等の関係者との連携強化、リサイクル推進員との協力等をより一層推進して、少子高齢化の進展・単身世帯の増加といった社会動向に対応した体制を整備していきます。

【重点施策5：地域単位・居住単位の取組の推進】
 以下の施策展開により、分別の徹底やごみ減量活動の促進を図ります。

- 地域単位・グループ単位でのごみ減量活動の充実
- 単身アパート等の分別徹底対策

⑤ 事業系ごみ対策

事業者の自己処理責任を徹底するため、排出基準の強化を図っていきます。一方で、小規模事業者に対して、新たな支援策を講じていくこととします。

また、小規模事業所や店舗を中心に多様な資源回収ルートの確保を図るため、オフィスリサイクルシステム及び商店街リサイクルの内容を充実させていきます。

【重点施策6：事業系ごみ対策の推進】

以下の施策展開により、事業系ごみの減量・資源化を進めていきます。

- 事業系ごみの排出基準の強化・指導の徹底
- 多様な資源回収ルート確保

⑥ リサイクルプラザを拠点とした取組等

前記の重点施策の展開とともに、区民・事業者の活動拠点としてのリサイクルプラザの役割をより一層充実させて、利用者の効用を高めていきます。

また、NPOや区民グループ、事業者団体等による取組の活性化と相互の連携を図っていくため、連絡会やネットワークづくりといった仕組みづくりを検討します。

【重点施策7：リサイクルプラザを拠点とした取組等の推進】

リサイクルプラザを拠点とした取組を充実させるとともに、区民活動を活性化させるための仕組みづくりを進めます。

3) 家庭ごみ有料化についての調査・検討

家庭ごみ有料化はごみの排出抑制・リサイクルの最終的な手段と位置づけ、まず他の重点施策等を推進することで目標達成を図ります。

しかし、それでもなお目標達成が困難な場合等には、家庭ごみ有料化の取組について、さらなるごみ減量化の手段として効果的であるかを判断していきます。

なお、その際には近隣区の動向等社会情勢の変化にも十分留意することとして、必要な調査・検討は続けていくものとします。

【重点施策8：家庭ごみ有料化について調査・検討の継続】

家庭ごみ有料化はごみ減量に関する施策を全て行った上で、なお計画の数値目標の達成が困難な場合等に、さらなるごみ減量化の手段として効果的であるかを判断します。なお、今後も引き続き必要な調査・検討を行っていきます。

4) まとめ

以上の重点施策をまとめて目指す方向性を示すと、図 5-8 のとおりになります。

課題に対する重要施策のうち、プラスチックや雑がみの資源化、及び事業系ごみ対策の推進は、ごみ減量及びリサイクル率の向上に大きく寄与する施策であり、これらの施策の組み合わせによりリサイクル率等の目標達成も可能と考えられます。

また、新たにごみ減量施策については、生ごみの減量・資源化や販売店との連携、地域単位・居住単位の取組等を取り上げましたが、これらはごみ減量やリサイクル効果もさることながら、区民の生活様式や事業者の事業活動様式の変革及び各主体間の連携を築くことにより、循環型社会づくりにも寄与する取組といえます。

家庭ごみ有料化については、まずは多様なリサイクル施策の拡大・推進とともに、区民・

事業者等への普及啓発を十分に行っていくことを優先した上で、計画の数値目標の達成が困難な場合等に、さらなるごみ減量化の手段として効果的であるかを判断することにしました。

全ての取組に共通することは、区民や事業者等に対してあらゆる場面で、必要な情報を提供する普及啓発体制の充実が重要ということです。

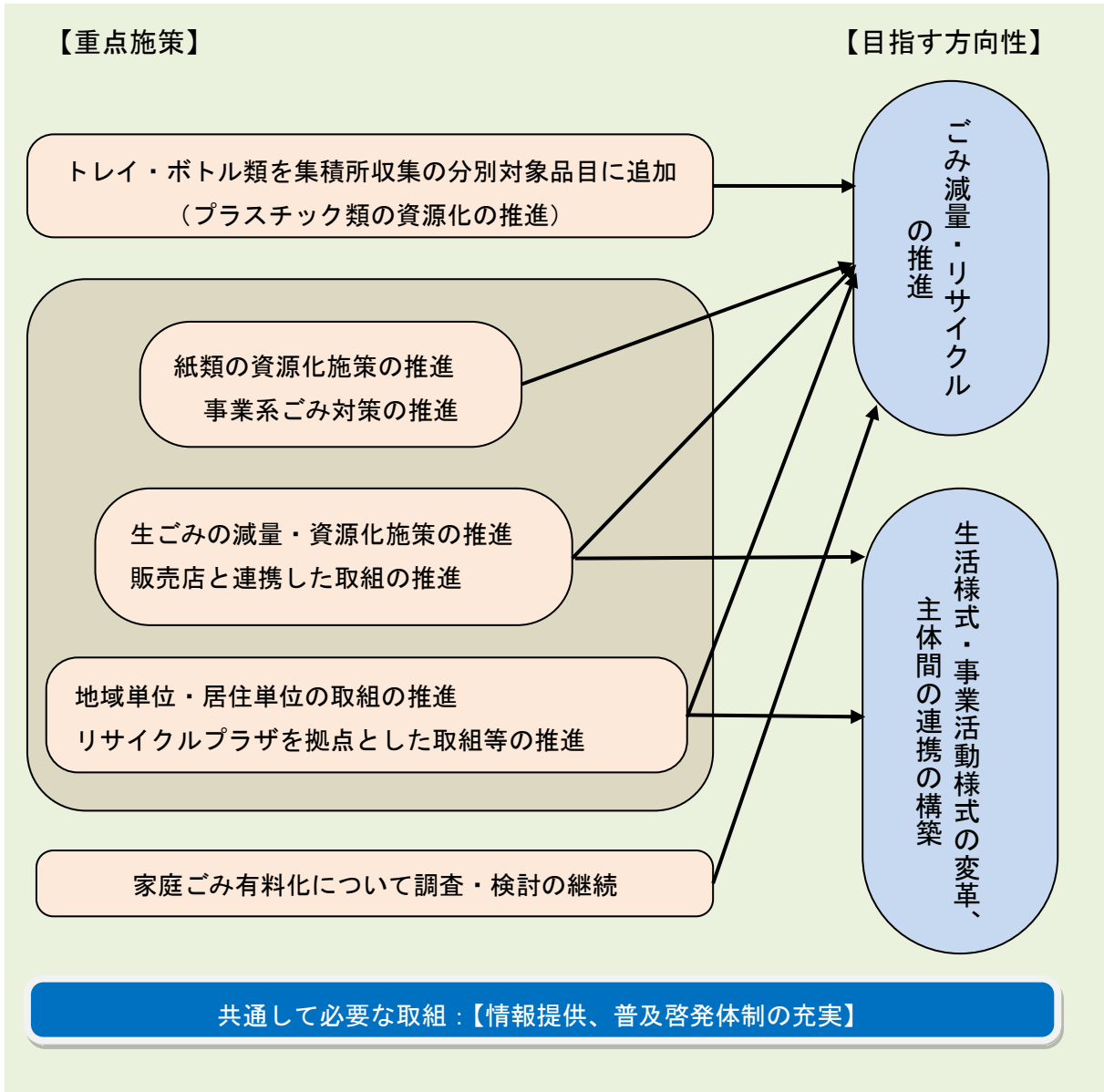


図 5-8 重点施策のまとめと目指す方向性

2 ごみ処理基本計画

ごみ処理基本計画は、普及啓発・発生抑制・再利用促進・収集運搬・処理処分・運営管理の6つの計画から構成され、各計画の詳細は以下のとおりです。

(1) 普及啓発計画

循環型都市づくりに向けた全ての取組の基礎として、あらゆる場面での情報提供、普及啓発を図っていきます。普及啓発に関しては、特に「板橋かたつむり運動」の推進に力を入れ、区民生活や事業活動において、「かたつむりのおやくそく」の取組が恒常的に実践されることを目指していきます。

1) 具体的な施策

普及啓発のための施策		前期（平成 24～27 年度）中に実施する重点施策
①	「板橋かたつむり運動」の展開	
②	こどものころからの環境教育の充実	重点施策 7：リサイクルプラザを拠点とした取組等の推進
③	社会人のための環境学習の推進	
④	コミュニティミーティングの推進	重点施策 5：地域単位・居住単位の取組の推進
⑤	エコポリス板橋環境行動会議及び地区環境行動委員会との協働	
⑥	リサイクル推進員との協働	
⑦	きめこまかな普及啓発の実施	
⑧	単身世帯や外国人世帯への普及啓発	重点施策 5：地域単位・居住単位の取組の推進

2) 施策の詳細

① 「板橋かたつむり運動」の展開

「板橋かたつむり運動」を全ての普及啓発活動を包括するものと位置づけ、イベント等のあらゆる普及啓発場面で周知していきます。

- 「かたつむりのおやくそく」の標語を活用し、こどもから大人までごみ減量・リサイクルに関する共通言語として推進
- 「板橋かたつむり運動」を周知するための手段として、歌や踊り、かるた等を作成

② こどものころからの環境教育の充実

未来を担うこどもたちが、ごみ問題やリサイクルに配慮した生活のありかたについて、「出前講座」等を通じて体験しながら学べるように環境整備をしていきます。

- 区内全保育園・幼稚園・小学校を対象とした出前講座の継続・充実
- 環境情報資料室やホームページ等による環境情報の提供の継続
- リサイクルプラザにおけるこども向け環境教育イベント、施設見学会の実施
- 環境教育の場への事業者の参加の要請
- エコポリスセンターでの環境教育の継続
- アルミ缶回収、地域清掃活動等、実体験を通じた環境教育の継続

③ 社会人のための環境学習の推進

リサイクルプラザや各地区を拠点として、ごみ問題やリサイクルに配慮した生活のありかたを「出前講座」等を通じて、体験しながら学べるように環境整備をしていきます。

- リサイクルプラザでの大人向けの環境イベントの実施
- グループや団体等に対する出前講座の拡充
- 関連施設の見学会やワークショップ、各種講座等の継続
- 地区環境行動委員会等への講師派遣の継続
- 上記活動参加者に対して積極的に情報提供を行い、定期的に環境学習への参加の機会を提供すること等、継続的にフォローアップを行い活動を支援

④ コミュニティミーティングの推進

集団回収団体や事業者団体等と積極的に意見交換・情報交換を行うことにより、コミュニティミーティングを推進します。

- 区民・事業者団体等との意見、情報交換の推進
- 集団回収団体との定期的な懇談会の継続
- 区内事業者、消費者との意見交換会の実施
- 区民の自主的な勉強会への参加、講師派遣の継続

⑤ エコポリス板橋環境行動会議及び地区環境行動委員会との協働

環境活動を行っている各種の組織を網羅した、全区的な区民主導の組織である「エコポリス板橋環境行動会議」、及び地区環境行動委員会と協働して地域清掃の実施等、多様な取組を推進します。

- エコポリス板橋環境行動会議と連携した多様な取組の推進
- 地区環境行動委員会と連携した環境美化の推進

⑥ リサイクル推進員との協働

リサイクル推進員と協働して積極的に情報提供や普及啓発活動を行うことにより、地域のごみ・リサイクル問題を改善していきます。

- 広報いたばしやホームページ等によるリサイクル推進員の活動の周知
- リサイクル推進員と協働した地域のごみ問題の改善
- リサイクル推進員研修の定期的な実施
- 公共施設にコンポスト容器を設置して、リサイクル推進員を主体とした団体が利用する「地域コンポスト事業」を実施

⑦ きめこまかな普及啓発の実施

ごみの分別方法や区が行っているリサイクルの取組等について、啓発パンフレットの全戸配布や広報いたばし・ホームページ等の様々な媒体を通じて周知活動を行うほか、区民まつりや農業まつり等の各種イベントにおいて、普及啓発を図ります。

- 3R推進月間に合わせた広報、普及啓発
- 区民に分かりやすい情報公開の推進
- 転入者に対する資源・ごみの分別の徹底
- 各種イベントにおけるごみの分別、資源化の普及啓発
- 「商・学・官」が連携した普及啓発
- 「かたつむりのおやくそくハンドブック」の全戸配布

⑧ 単身世帯や外国人世帯への普及啓発

建物管理者や不動産業者等と連携した分別方法の徹底や、外国人向けの他（多）言語に対応したパンフレットを配布する等、普及啓発を推進します。

- 建物管理者、不動産業者等と連携した単身集合住宅等への分別の徹底指導
- 外国人向けのパンフレット配布等による分別や排出方法の周知
- （財）板橋区文化・国際交流財団が開催する「日本語教室」への職員派遣による説明や、外国人向け情報誌「アイシェフボード」への記事掲載等、国際交流事業を通じて分別や排出方法の周知
- 区内の日本語学校と連携した外国人への分別や排出方法の周知

(2) 発生抑制計画

ごみの発生そのものを抑える社会的な仕組みづくりに向け、生産から流通、消費、再生利用に至るまで各主体との連携を図っていきます。

1) 具体的な施策

発生抑制のための施策		前期（平成 24～27 年度）中に実施する重点施策
①	発生抑制に関する普及啓発の実施	
②	簡易包装の推進	重点施策 4：販売店と連携した取組の推進
③	環境配慮型製品の生産、流通の促進	
④	再生品の生産、普及制度の促進	
⑤	リターナブルびんの使用拡大	
⑥	環境関連産業の育成	
⑦	拡大生産者責任の明確化	
⑧	事業所の体制づくり	
⑨	事業用大規模建築物への指導	
⑩	マニフェスト制度の効果的運用	
⑪	商品を長寿命化するための環境整備	
⑫	家庭ごみ有料化に関する調査・検討	重点施策 8：家庭ごみ有料化について調査・検討の継続

2) 施策の詳細

① 発生抑制に関する普及啓発の実施

「板橋かたつむり運動」を軸に、ごみの少ないライフスタイルへの転換に向けた普及啓発を進めていきます。

- 「板橋かたつむり運動」の展開
- 使い捨て製品の自粛、エコマーク、詰め替え製品の購入の呼びかけ
- エコチェックシートによるライフスタイルの見直し等の普及啓発

② 簡易包装の推進

ごみの少ないライフスタイルへの第一歩として、販売店や商店街等と協力してマイバッグや簡易包装の普及を進めます。

- 商店街との協力によるマイバッグ持参の普及啓発
- 各種イベントでのマイバッグ販売
- 簡易包装を推進する販売店、商店街をPRして支援
- 区内事業者に対し、簡易包装やマイバッグ持参推進の働きかけを継続
- 過剰包装の抑制を促進するための新たな仕組み（レジ袋有料化・協定書等）づくりのための調査・検討

③ 環境配慮型製品の生産、流通の促進

生産・流通段階における環境配慮を促すため、いたばしエコ・ショップ制度の強化や事業者に対するグリーン購入の要請等を行います。

- いたばしエコ・ショップ制度の強化
 - ・エコ・ショップ認定店との意見交換、優れた取組への表彰
 - ・エコ・ショップの取組を促進するための新たな仕組み（協定書等）の検討
- いたばしエコ商店街の認定による商店街単位の発生抑制の推進
- ガイドブックの作成、普及啓発による事業者のグリーン購入の促進
- 再生原材料の使用等を生産、流通業者へ要請

④ 再生品の生産、普及制度の促進

資源循環型社会の構築を推進するため税制上の措置等、再生品の利用を推進する施策の実施を国に要請します。

- 再使用、再生利用について区内事業者へ普及啓発
- 再生資源利用や再生品利用を推進する施策を引き続き国に要請

⑤ リターナブルびんの使用拡大

消費者に対する普及啓発や国への要請を通じ、リターナブルびんの使用拡大を図ります。

- 消費者側に対する普及啓発を通じたリターナブルびん需要拡大の促進
- 国を通じた販売店への要請
- 飲料メーカー、容器メーカーに対する使用拡大を国を通じて要請
- デポジット制度等、リターナブルシステム促進のための措置を国・事業者へ要請

⑥ 環境関連産業の育成

「いたばし産業見本市」に環境関連の特設コーナーを設置する等、環境産業の交流を推進します。

- いたばし産業見本市での環境産業の交流の促進

⑦ 拡大生産者責任の明確化

製品の生産者が廃棄段階まで一定の責任を負う「拡大生産者責任」の浸透・強化に向けた取組を進めます。

- 他自治体と連携し、国や東京都へ制度的な対応を要望
- 区内事業者に対して協力を依頼

⑧ 事業所の体制づくり

事業者が自主的にごみの減量・資源化に取り組めるように普及啓発や情報提供、技術的・経済的支援を進めます。

- ISOの認証取得にかかる経費を助成し、事業者に対して普及啓発
- 板橋エコアクション等の環境マネジメントシステムを普及啓発し、環境負荷の低減活動の取組を促進
- 廃棄物管理責任者講習会を開催

⑨ 事業用大規模建築物への指導

事業用途に供する延べ床面積 1,000 m²以上の事業用大規模建築物に対し、引き続き再利用計画書等の提出を義務づけ、立ち入り指導を行います。

- 事業用大規模建築物に対し、再利用計画書等の提出を義務づけ立ち入り指導を継続

⑩ マニフェスト制度の効果的運用

1日平均 100kg 以上の事業系一般廃棄物を東京都の指定する処理施設に搬入する事業者に対して、廃棄物の種類や重量等を記載したマニフェスト（一般廃棄物管理票）の提出を継続して求め、事業系ごみの排出量把握や排出指導等に活用します。

- 事業者に対するマニフェストの提出要請の継続

⑪ 商品を長寿命化するための環境整備

消費者に対する意識啓発や情報提供を行うとともに、事業者等に対する商品の長寿命化のため（修理体制や部品供給体制の整備、再生システムの構築等）の働き掛けを通じて、生活用品等を長く使い資源をむだにしない社会を醸成していきます。

- 消費者センター等と連携した情報提供
- 広報いたばしやホームページを活用した情報提供
- 区内の修理体制・技術者について、「かたつむりのおやくそくハンドブック」等に掲載

⑫ 家庭ごみ有料化に関する調査・検討

家庭ごみ有料化については、本区のごみ減量・リサイクル施策の進捗状況や他区の動向等に留意しつつ、調査・検討を継続していきます。

- 家庭ごみ有料化に関する調査・検討を継続

(3) 再利用促進計画

生ごみ、紙類といったごみの中で多くを占めるものを中心に、区民・事業者・区の各主体が連携・協働して、減量化・資源化を進めていきます。

1) 具体的な施策

再利用促進のための施策		前期（平成24～27年度）中に実施する重点施策
①	生ごみ減量化、資源化の促進	重点施策2：生ごみの減量・資源化施策の推進
②	資源分別回収の推進	重点施策1：トレイ・ボトル類を集積所収集の分別対象品目に追加 重点施策3：紙類の資源化施策の推進
③	拠点回収の継続	
④	集団回収の促進	重点施策3：紙類の資源化施策の推進
⑤	販売店回収の促進	
⑥	下取り、引き取りの促進	重点施策4：販売店と連携した取組の推進
⑦	商店街・オフィスリサイクルの促進	
⑧	資源回収業者への支援	
⑨	修理、再生事業の促進	
⑩	その他のリサイクル施策の促進	
⑪	生産・流通業者の責任に基づきリサイクルを促進する制度の整備	

2) 施策の詳細

① 生ごみ減量化、資源化の促進

生ごみの排出抑制に向けて、区民・事業者に対して普及啓発や情報提供、経済的支援を行っていきます。

- 生ごみの水切りを中心とした、家庭でできる生ごみ減量化についての普及啓発
- コンポスト容器・生ごみ処理機の購入支援の継続
- 行政の公園管理部門や児童・教育施設管理部門との連携により、生ごみ処理機等の継続的使用に向けた支援
- 地域・学校等と連携した「小さな循環づくり」の可能性の追求
- 食品リサイクル法の対象となる事業所に対する指導
- 事業者に対する生ごみリサイクルへの取組を働きかけ
- 大規模排出事業所の厨芥類の再利用状況を把握し指導

② 資源分別回収の推進

雑がみ・プラスチック製容器包装について一層の資源化を図るため、資源回収体制の充実、普及啓発を進めていきます。

- 雑がみの分かりやすく出しやすい排出方法を導入・周知し、集積所収集や集団回収への分別排出を推進
- 区民にとって分別の方法等が比較的に分かりやすい、プラスチック製容器包装（例：トレイ・ボトル等）について現行の拠点回収を維持しつつ、集積所収集における新たな分別対象品目として追加
- ペットボトルの集積所収集を継続するとともに、店頭回収の継続について検討

③ 拠点回収の継続

資源回収を促進するため普及啓発とともに、拠点回収の環境整備を進めていきます。

- 紙パック、乾電池、食品用トレイ、ボトル容器の拠点回収を継続

④ 集団回収の促進

資源回収を促進するため普及啓発とともに、区民が集団回収に参加しやすい環境整備や地域の担い手の育成を進めていきます。

- 集団回収未実施の地域に働きかけ、リサイクルを促進
- 集合住宅建設時の資源物保管場所の設置について指導

⑤ 販売店回収の促進

発泡トレイ、紙パック、使用済み乾電池、プリンターカートリッジ等について、販売店の自主的な店頭回収を要請していきます。また、区民に対し販売店回収の活用について普及啓発を実施していきます。

- 発泡トレイ、紙パック、使用済み乾電池、プリンターカートリッジ等、販売店の自主的な店頭回収を要請するとともに、区民に対する普及啓発を実施

⑥ 下取り、引き取りの促進

いたばしエコ・ショップ認定店やその他の事業者に対し、下取り、引き取りを要請していきます。

- 事業者に対し下取り、引き取りを要請

⑦ 商店街・オフィスリサイクルの促進

小規模事業者や販売店の自主的な資源分別・リサイクルを促進するとともに、販売店と協力した普及啓発活動を展開します。

- 販売店や商店街における「板橋かたつむり運動」の取組を強化
- 区内販売店と協力して、多種多様な広報媒体の活用やイベント月間等の形で、積極的な普及啓発を展開
- 「板橋区商店街リサイクルシステム」・「板橋区オフィスリサイクルシステム」を充実させ、事業への参加を呼びかけ

⑧ 資源回収業者への支援

集団回収における資源回収登録業者に対して、回収量に応じた助成金を交付します。

- 集団回収の資源回収登録業者に対し、回収量に応じた助成金を出し継続的に支援

⑨ 修理、再生事業の促進

資源を有効に活用するため、リサイクルプラザ等において不要品・故障品を修理・再生する事業を行っていきます。

- リサイクルプラザにおいて不要になった家具等を引き取り修理・販売
- エコポリスセンターにおいて、日用品を修理・再生する事業「リサイクル工房（現代のいかけやさん）」を継続

⑩ その他のリサイクル施策の促進

フリーマーケット等の区民がリサイクル活動に参加できる場の提供や、情報提供を行っていきます。

- 環境団体によるリフォーム講座、リフォーム作品展等の事業を支援
- フリーマーケット等の開催情報の提供

⑪ 生産・流通業者の責任に基づくリサイクルを促進する制度の整備

発生抑制と同様にリサイクルについても、拡大生産者責任の強化を国へ要請していきます。

- 容器包装リサイクル法における事業者責任の適正化を国へ要請
- 生産、流通事業者の事業者責任を明確にする制度づくりを国へ要請

(4) 収集運搬計画

現状の体制を基本に、さらなるごみ減量化・資源化、区民サービスの向上を図ります。特に雑がみ等リサイクル可能な紙類の分別収集量の向上と、トレイ・ボトル類の集積所収集の導入を重点的に進めます。

1) 具体的な施策

収集運搬のための施策		前期（平成 24～27 年度）中に実施する重点施策
①	集積所の美化推進	
②	集積所での排出指導の徹底	重点施策 5：地域単位・居住単位の取組の推進
③	事業者自己処理責任の徹底	重点施策 6：事業系ごみ対策の推進
④	区民サービスの向上	
⑤	収集・運搬の効率化	
⑥	適正処理困難物等への対応	
⑦	低公害車の導入推進	

2) 施策の詳細

① 集積所の美化推進

カラスネットや資源回収容器の貸与等により集積所の美化を進め、区民が分別ルールを守りリサイクル活動に取り組みやすい環境整備を進めていきます。

- 集積所の美化、適正な分別排出を奨励
- カラスネットの貸与の継続

② 集積所での排出指導の徹底

区民・事業者と清掃事業との最も身近な接点である集積所において、収集職員等の説明により意思疎通を図ることで、分別ルール遵守を推進していきます。

- 集積所における収集職員による排出指導を継続して実施
- 家庭ごみと事業系ごみを分別し、事業系ごみに処理券を貼付するよう指導
- 分別方法の意識啓発の継続
- ルール遵守のための排出指導を継続実施

③ 事業者自己処理責任の徹底

事業系ごみについては、自己処理責任に基づく処理徹底を図ります。そのため、区収集の上限量の引き下げについて検討していきます。

- 事業系ごみの処理を処理業者に任せる方向で指導・啓発
- 区収集の上限量の引き下げについて検討

④ 区民サービスの向上

社会的弱者への配慮等により区民サービスの向上を図ります。

- 高齢者、障がい者に対する戸別収集、粗大ごみ運び出しを継続実施
- 対象者のニーズに合わせた柔軟な収集体制について検討

⑤ 収集・運搬の効率化

区民サービスや費用対効果に留意して、収集・運搬の効率化に取り組んでいきます。

- 処理経費を管理し、区民への情報提供を定期的を実施
- 直営車から雇い上げの車に順次切り替え
- 積載基準、積載率等について、効率的な観点から検討
- 車付人員について、効率的な観点から検討
- より効率的な収集・運搬体制への見直しを適宜検討

⑥ 適正処理困難物等への対応

区で収集・処理が出来ない適正処理困難物や有害廃棄物等について、関係者と連携して適切な対応を図り、区民・事業者に情報提供していきます。

- 品目、処理方法について周知し、排出者に対して処理先を情報提供
- 有害性、危険性、引火性のあるものは、事業者回収を要請
- 収集、処分作業に支障をきたす品目の事業者回収を要請
- 製造事業者に対する自主回収の要請
- 医療廃棄物の適正な処理について、医師会等と連携し推進

⑦ 低公害車の導入推進

収集運搬においてCNG車、LPG車等低公害車の活用を推進していきます。

- CNG車、LPG車を引き続き導入

(5) 処理処分計画

東京二十三区清掃一部事務組合、東京都との連携を図り、適正処理の確保、環境負荷の低減、最終処分場の延命化に努めます。

1) 具体的な施策

処理・処分のための施策	
①	最終処分量の削減
②	熱エネルギーの有効利用
③	熔融スラグの活用
④	レアメタル等の資源回収実施に向けた検討

2) 施策の詳細

① 最終処分量の削減

廃プラスチックのリサイクルや普及啓発により、ごみ減量・資源化を進めることで、最終処分量を削減していきます。

- 資源化及び減容化を徹底し、処分量を削減
- 廃プラスチックのリサイクルを促進

② 熱エネルギーの有効利用

板橋清掃工場における焼却時の熱エネルギーを、区・公共施設で有効利用していきます。

- 板橋清掃工場における焼却時の熱エネルギーを公共施設で有効利用

③ 熔融スラグの活用

清掃工場で焼却灰を熔融したスラグについて、土木資材のほか、新たな用途の開発を国や東京都に要請していきます。

- 土木資材のほか、熔融スラグの新たな用途の開発を国や東京都に要請

④ レアメタル等の資源回収実施に向けた検討

国がこの分野の取組を強化する方向を打ち出しているため、国や東京都、他区とも連携し、資源回収実施に向けた検討を進めます。

- 国や東京都、他区とも連携し、小型家電等に含まれるレアメタル・レアアース等の資源回収実施に向けた検討

(6) 運営管理計画

区内の推進体制の整備や、他自治体等との協力体制を充実させていきます。

1) 具体的な施策

運営管理のための施策	
①	ごみ相談の拡充
②	他区及び他自治体等との連携
③	職員教育の推進
④	災害時等の対策
⑤	調査研究の実施
⑥	不法投棄・資源の抜き取り対策
⑦	一般廃棄物処理業の許可等に関わる事務

2) 施策の詳細

① ごみ相談の拡充

区民や事業者からの相談・要望に対して、ふれあい指導や情報提供によりの確な対応を図ります。

- 区民からの相談や要望に対し、ふれあい指導班による迅速な対応を実施
- ごみの分別や処理業者の情報提供等、廃棄物に関する相談体制を充実

② 他区及び他自治体等との連携

拡大生産者責任の追求やごみ有料化の検討等、広域的な連携が必要な取組や課題について、他区・他自治体等と情報交換・意見交換を促進することで、連携を図っていきます。

- 主要課題については東京二十三区清掃一部事務組合、他区と連携して検討
- 生産、流通段階への施策の推進は、東京都や他自治体と引き続き連携

③ 職員教育の推進

ごみ・リサイクルに関する知識を深めるために、職員への研修や情報提供を充実していきます。

- ごみ・リサイクルに関する知識を深めるための職員研修の充実

④ 災害時等の対策

災害時等には、地域防災計画に則り、迅速・適正に瓦礫等の処理を行います。また、他区市町村が被災した際には、職員派遣や収集作業の協力等により被災地支援を行っていきます。その際には、東京二十三区清掃一部事務組合等の関係機関と連携を図っていきます。

- 災害時に地域防災計画に則り、東京二十三区清掃一部事務組合や東京都と連携して、迅速・適正に瓦礫等の処理を実施
- 災害時に東京二十三区清掃一部事務組合や他区との連携により、被災地への支援を継続
- 事故由来放射性物質等により汚染された一般廃棄物が排出された場合は、必要に応じて収集・運搬・保管を行い、適切な措置を実施

⑤ 調査研究の実施

区民サービスの向上やさらなるごみ減量・資源化を推進するための情報を得るため、ごみ排出実態調査やアンケート調査等、必要な調査研究を定期的の実施していきます。

- ごみ排出実態調査等を定期的の実施

⑥ 不法投棄・資源の抜き取り対策

不法投棄や資源の抜き取り対策として、パトロールや普及啓発を行っていきます。

- 不法投棄対策として、広報いたばしや区ホームページ、集積所への警告看板設置等による普及啓発
- 不法投棄対策として、ふれあい指導を継続・強化
- 不法投棄対策として、他部署と連携して区内パトロールを継続・強化
- 「不法投棄監視ウィーク」を設け、他自治体と協力して普及啓発や監視を実施
- 古紙等の抜き取り防止のためのパトロールを強化

⑦ 一般廃棄物処理業の許可等に関わる事務

事業者の適正な一般廃棄物処理を促進するため、許可業者及び排出事業者に対して法令遵守等の指導を行います。

- 許可業者と排出事業者に対する指導を一体的・効果的に実施
- 立ち入り検査の実施頻度を高め、指導強化により適正な処理を推進

第 6 章 生活排水処理基本計画

1 生活排水処理の現状

(1) 生活排水処理形態別人口

平成 22 年度の生活排水処理形態別人口を表 6-1 に示します。本区の下水道普及率は既に 100%となっていますが、合併処理浄化槽が 10 基、単独処理浄化槽が 1 基、くみ取り戸数が 61 戸残存しており、下水道使用率は 99.97%となっています。

これを第 2 次計画で示されている平成 16 年度と比較すると、単独処理浄化槽が 135 基から 1 基に大幅に減少したほか、くみ取り戸数も 121 戸から 61 戸に半減しており、生活排水の全てを下水道で処理するという基本方針に限りなく近づいている状況と言えます。

表 6-1 生活排水処理形態別人口

	H16	H 22
a 計画処理区域内人口※ ¹ (人)	522,365	535,759
b 公共下水道使用人口※ ² (人)	521,846	535,597
c 公共下水道使用率 (%)	99.90%	99.97%
d 浄化槽設置基数	136	11
合併処理浄化槽 (基)	1	10
単独処理浄化槽 (基)	135	1
e くみ取り戸数 (戸)	121	61

※¹ 各年度における 1 月 1 日現在の人口

※² $b = a - (d + e) \times 1$ 世帯あたりの人口

(2) 生活排水の処理主体

生活排水の収集運搬、処理処分主体を表 6-2 に示します。家庭から排出されるくみ取りし尿は、板橋東清掃事務所で収集を行います。浄化槽汚泥や事業系し尿、し尿混じりのビルピット汚泥は、一般廃棄物許可業者による収集となっています。

収集されたし尿等は、品川清掃作業所（東京二十三区清掃一部事務組合）に搬入されます。ここで固形分を取り除いた後、下水道放流基準内に希釈して下水道に放流しています。

なお、事業系し尿、し尿混じりのビルピット汚泥は民間施設での処理が原則ですが、後者については一部を品川清掃作業所で受け入れています。

また、近年集合住宅を中心に「ディスポーザ排水処理システム」の設置が増加していますが、ディスポーザ汚泥については浄化槽汚泥に準じて処理しています。

表 6-2 生活排水の処理主体（平成 23 年 4 月現在）

		収集、運搬	処理、処分
家庭系	家庭系し尿	区	清掃一組 ¹⁾
	浄化槽汚泥 ディスポーザ汚泥	許可業者 ²⁾	
事業系	事業系し尿	許可業者 ²⁾	許可業者 ³⁾
	し尿混じりの ビルピット汚泥		清掃一組 ¹⁾ ・許可業者 ³⁾

1) 東京二十三区清掃一部事務組合

2) 一般廃棄物収集運搬業者

3) 一般廃棄物処理業者

2 生活排水処理基本計画

生活排水処理基本計画の基本方針及び施策は、以下のとおりです。

(1) 生活排水の処理方針

下水道の使用率 100%を目指します。

(2) 浄化槽の適正管理

浄化槽の機能を維持するため、浄化槽管理者に対する定期的な保守点検、清掃の実施指導を徹底します。浄化槽清掃業者に対しても適切な指導を行っていきます。

(3) し尿の収集運搬及び処分

下水道使用率 100%が達成されるまでの間、家庭系し尿の収集は区が実施し、処分は品川清掃作業所が所有する下水道投入施設を利用した共同処理とし、残渣は焼却、埋立処分します。

なお、板橋東清掃事務所では文京区、豊島区、北区の家庭系し尿もあわせて収集していますが、くみ取り世帯の減少に応じた効率的収集を図っていきます。

(4) 事業者責任の徹底

事業活動に伴って排出されるビルピット汚泥及び仮設トイレのし尿については、事業者の自己処理責任の徹底を図ります。

